

令和7年度 償却資産(固定資産税)申告の手引き

松 本 市

申告書の提出期限 **令和7年1月31日(金)**

(提出期限間近になりますと窓口が混雑しますので、1月17日(金)頃までにご提出くださいますよう、ご協力をお願いいたします。)



申告書を郵送で提出される際、申告書の控え(受付印を押印したもの)の返送を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒が同封されていないと返送することができませんので、確認の上ご郵送ください。

市税につきましては、日ごろよりご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地、家屋以外に償却資産(事業用資産)についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在所有している償却資産について、資産の所在する市町村長への申告が義務付けられています(地方税法第383条)。

つきましては、この「申告の手引き」をご覧くださいのうえ、申告書を作成し期限までにご提出ください。

※**資産の増減の「ない」** 場合や**資産に「変更がない」** 場合でも**必ず申告書の提出**をお願いします。**「休業・廃業・合併・法人成り」** の場合も**「18備考欄」** の該当するものを○で囲み、その**異動年月日等を記入して申告書の提出**をお願いします。

※申告書にはマイナンバー(個人番号)<12桁>または法人番号<13桁>の記載が必要です。詳しくは裏面をご確認ください。なお、資産が共有名義の場合は記載不要です。

※申告書を郵送で提出される方で、控用(受付印を押印したもの)について返送を希望される場合は、**切手を貼った返信用封筒を同封**してください。また、宛先として使用いただけるラベルを下記に印刷してありますので、切り取ってご利用ください。

※松本市ホームページで情報提供していますので、ご利用ください。

松本市 償却資産

検索

【申告書の提出・お問合せ先はこちらへ】

松本市役所 資産税課 庶務担当(本庁舎2階)
〒390-8620
長野県松本市丸の内3番7号
電話: 0263-33-4398(直通)
FAX: 0263-39-0725
mail: sisanzei@city.matsumoto.lg.jp

切り取り線✂

〒390-8620
長野県松本市丸の内3番7号

松本市役所 財政部
資産税課 庶務担当 行

償却資産申告書へのマイナンバーの記入をお願いします。

平成28年1月からマイナンバーを利用した行政手続の開始により、償却資産申告書にマイナンバー（個人・法人番号）の記入をお願いしています。

個人事業者の方は、番号法（第16条）に基づくマイナンバー（個人番号）〈12桁〉の確認、及び申告者の本人確認を実施します。なお、法人事業者の方は、番号確認〈13桁〉及び本人確認は不要です。

マイナンバー（個人・法人番号）の記入のない申告書についても有効なものとして申告受付します。

なお、eLTAXによる電子申告の場合は、個人番号及び本人確認の資料添付は不要です。

本人申告の場合

① マイナンバー（個人番号）確認方法	② 本人確認方法
次のうちいずれか一つの書類を提示 1 個人番号カード 2 個人番号記載の住民票の写し	次のうちいずれか一つの書類を提示 1 個人番号カード 2 運転免許証、パスポート等 3 公的医療保険の保険証（国保、介護保険証等） 4 本市より送付した印字された償却資産申告書 5 その他 本人のみが取得できる官公署発行・発給のもの

※郵送による申告の場合は、①と②の書類のコピーを同封してください。

代理人申告の場合

① 代理権の確認方法	② 代理人の本人確認方法
次のうちいずれか一つの書類を提出 1 委任状 2 税務代理権限証書	次のうちいずれか一つの書類を提示 1 個人番号カード 2 運転免許証、パスポート等 3 公的医療保険の保険証（国保、介護保険証等） 4 本市より送付した印字された償却資産申告書 5 その他 本人のみが取得できる官公署発行・発給のもの
③ 本人のマイナンバー（個人番号）確認方法	
次のうちいずれか一つの書類の写しを提出 1 個人番号カード 2 個人番号記載の住民票の写し	

※申告者以外の代理人が申告書を持参される場合は下記の委任状を切り取り、必要事項記入の上、提出してください。

切り取り線×

（個人事業者用）

委 任 状

（代理人） 住所 _____

氏名 _____

私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

償却資産申告書の提出における個人番号の提供に関する権限。

令和 年 月 日

（委任者） 氏名 _____

（必ず委任者（申告者）の方が自署してください）

《 目 次 》

I 償却資産の申告について

- 1 申告していただく方..... 4
- 2 申告の対象となる資産..... 4
- 3 申告の対象とならない資産..... 5
- 4 申告に際しての注意事項..... 5

II 償却資産のあらまし

- 1 償却資産の種類と具体例..... 6
- 2 業種別の主な償却資産の具体例..... 7
- 3 建物附属設備における家屋との区分..... 7
- 4 テナント事業者が取り付け付けた内装、造作、建築設備等の取扱い..... 8
- 5 特殊自動車について..... 8

III 税額等の算出方法について

- 1 評価額の算出方法..... 9
- 2 課税標準額の算出方法..... 10
- 3 税額の算出方法..... 10
- 4 免税点..... 10
- 5 計算例（概算）..... 10
- 6 納期..... 10

IV 電算処理方式により全資産申告をされる方へ..... 11

V 電子申告（エルタックスによる申告）について..... 11

VI 非課税・課税標準の特例等

- 1 課税標準の特例等が適用される資産..... 11
- 2 非課税となる償却資産..... 11
- 3 減免が適用される償却資産..... 12

VII 国税と地方税（固定資産税）の比較..... 12

VIII 調査等について

- 1 実地調査（所得税または法人税に関する書類【確定申告書類】の閲覧）..... 12
- 2 過年度に遡及しての課税..... 13
- 3 申告されなかった場合、または虚偽の申告をした場合..... 13

IX 償却資産申告書・種類別明細書の記入例

- 1 償却資産申告書..... 13～14
- 2 種類別明細書..... 15～16

【参考】償却資産の例



棚・金庫・看板・屋外灯・ブロック塀・側溝・車止め・白線・植栽
自転車置き場・物置（基礎のないもの）・敷地内舗装（アスファルト・タイル等）

○償却資産とは

法人や個人で事業を営んでいる方（例：工場や商店等の経営、駐車場やアパートなどを貸し付けている方、農業、漁業、酪農、畜産を営んでいる方）が、その事業のために用いている構築物、機械装置、器具、工具、備品などをいいます。

I 償却資産の申告について

1 申告していただく方

令和7年1月1日現在、松本市内に償却資産を所有されている方です。

★提出書類について

申告していただく方	提出書類・様式		
	償却資産申告書	種類別明細書	
	2枚複写・緑色	【増加・全資産用】 2枚複写・緑色	【減少資産用】 2枚複写・赤色
はじめて申告する方	○ 1枚目提出 ※申告書の18備考欄の1に○をしてください	○ 1枚目提出	
前年度申告された方で 資産の変更がある方	○ 1枚目提出 ※申告書の18備考欄の1に○をしてください	○ 1枚目提出 ※増加資産がある場合は、【増加・全資産用】を、減少資産がある場合は、【減少資産用】の用紙を提出してください	
前年度申告された方で 資産の変更がない方	○ 1枚目提出 ※申告書の18備考欄の2に○をしてください	△ 【電算処理方式のみ】	
廃業・合併・転出・ 法人成り等	○ 1枚目提出 ※申告書の18備考欄4に○をし 連絡先等を記入してください		○ 1枚目提出
申告する資産を 所有していない方	○ 1枚目提出 ※申告書の18備考欄の3に○をしてください		

※申告書・明細書の記入例については、手引きの13ページ以降をご覧ください。

※提出期限は **令和7年1月31日（金）** です。窓口で提出いただく場合は、提出期限間近になりますと窓口が混雑しますので、お早めに申告ください。

※提出場所は **松本市役所 資産税課 庶務担当（本庁舎2階）** です。 * 郵送可能

申告書を郵送される場合で、**申告書の控え（受付印を押印したもの）の返送を希望される場合は、切手を貼り付けた返信用封筒（返信先明記）を同封してください。**同封がない場合は、返送することができませんので、あらかじめご了承ください。

※【課税台帳の閲覧について】

申告等に基づき決定した償却資産の価格等は、課税台帳に登録します。

この価格等については、所有者、納税管理人及び代理人等、固定資産税の課税に直接関係を有する方は、申請手続きを行うことで閲覧することができます（郵送可）（4月1日～5月31日は手数料が無料となります）。

詳しくは、松本市役所資産税課庶務担当までお問い合わせください。

2 申告の対象となる資産

令和7年1月1日現在、事業の用に供することができる次のような資産が申告対象となります。

(1) 税務会計上で減価償却の対象としている資産

- (2) 償却済みの資産（耐用年数を経過した資産でも、引き続き事業用に使用している資産）
- (3) 遊休資産（稼働を休止しているがいつでも稼働できる状態にある資産）
- (4) 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）
- (5) 未稼働資産（すでに完成しているが、まだ稼働していない資産）
- (6) 建設仮勘定で経理されている資産
- (7) 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体部と分離して申告が必要です）
- (8) 租税特別措置法による即時償却等の適用資産（下図「償却方法と取得価額による申告対象一覧」参照）

3 申告の対象とならない資産

次のような資産は課税の対象になりませんので、申告の必要はありません。

- (1) 自動車税・軽自動車税の課税対象となる自動車及び軽自動車など
- (2) 無形減価償却資産（特許権・電話加入権・商標権・営業権・ソフトウェア等）
- (3) 繰延資産（開業費、試験研究費等）
- (4) 棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- (5) 書画・骨とう（ただし、複製のようなもので、装飾的目的にのみ使用しているもの、平成28年度申告から一品100万円未満の資産については申告対象です）
- (6) 生物（ただし、鑑賞用・興行用等の生物は申告対象です）
- (7) 取得価額が10万円未満または耐用年数が1年未満のもので、取得経費全額が法人税法、所得税法の規定による所得の計算上一時損金または必要経費に算入されるもの
- (8) 取得価額が20万円未満で、事業年度ごとに一括して3年間で減価償却を行うことを選択したもの
- (9) 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産（ファイナンス・リース取引に係るリース資産）で、取得価額が20万円未満のもの（H20.4.1以降契約締結分）

【参考】償却方法と取得価額による申告対象の一覧

償却方法	取得価額	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
①一時に損金算入したもの	(※1)	申告対象外(※3)			
②3年で一括償却したもの	(※2)	申告対象外(※3)			
③リース資産(ファイナンス・リース)	(※4)	申告対象外		申告対象	
④中小企業等の少額資産特例適用	(※5)	申告対象			
⑤個別に減価償却しているもの		申告対象			

(※1) 法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条の規定によるもの。

(※2) 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項の規定によるもの。

(※3) ※1および※2のうち、貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供した資産は申告対象です。

(※4) 法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産（地方税法施行令第49条）。

(※5) 租税特別措置法第28条の2、第67条の5（旧租税特別措置法第67条の8ほか）の規定によるもの。

4 申告に際しての注意事項

- (1) 免税点未満（課税標準額が150万円未満）になると判断される場合でも申告は必要です。

- (2) 合併、廃業、法人成り、解散、事業所閉鎖、清算終了、転出など事業形態に異動があった場合は申告書右下の「18 備考欄」の該当するものを○で囲み、その異動年月日等を記入して申告してください。
- (3) 消費税の取扱いについては、税込処理をしている場合は税込価格が、税抜処理をしている場合は税抜価格がそれぞれ取得価額となります。税務署へ提出される減価償却明細内訳書に記載した取得価額と同一の取得価額で申告してください。
- (4) 圧縮記帳している資産、下取りを伴う買替資産については、圧縮や下取金額の差引きをしていない額で申告してください。
- (5) 決算日、事業年度に関係なく、1月1日現在所有の償却資産について申告してください。
- (6) 耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産でも、取得価額の5%が評価額の最低限度として残ります。その資産が事業の用に供することができる状態にある限り、償却資産として申告しなければなりません。
- (7) リースに供されている資産の申告義務は、原則として、資産の所有者であるリース会社にありま。ただし、それが実質的に割賦販売であると認められる場合（リース期間終了後に譲渡されることになっている場合など）は、ユーザー（借主）が申告を行う必要がありますのでご注意ください。

国税においては、平成20年4月1日以降に契約締結した所有権移転外ファイナンスリース契約について、税務会計において、売買取引として取り扱われることとなりましたが、償却資産の申告については、従来通りリース会社（貸主）からの申告の取扱いとなります。

Ⅱ 償却資産のあらまし

1 償却資産の種類と具体例

資産の種類		資産の具体例
1	構築物	- 舗装路面（駐車場舗装等）、門、塀、フェンス、緑化施設・庭園等の外構工事、看板（広告塔等） - 固定資産税上、家屋として評価されない建物（自転車置場、カーポート、テント倉庫、簡易プレハブ建物、畜舎、鶏舎、ビニールハウスなど）
	構築物（建物附属設備）	受変電設備、予備電源設備、その他の建築設備、貯水槽、井戸、屋外浄化槽、地下油タンク、ガスタンク・石油タンク、給水タンク、その他土地に定着する土木設備等で家屋と区分されるもの、テナントが取り付けした内装・内部造作、建築設備など ※詳細は、7ページ「3 建物附属設備における家屋との区分」をご覧ください
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、ブルドーザー、パワーショベル、バックホー等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートを取得している場合は分類番号が「0、00～09及び000～099」のもの）、機械式駐車設備、洗車業用設備、クレーン、コンベア、太陽光発電設備（屋根材一体型を除く）、農業用の各種機械など
3	船舶	ボート、釣り船、漁船、遊覧船など
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5	車両及び運搬具	建設機械以外的大型特殊自動車（ナンバープレートを取得している場合は分類番号が「9、90～99及び900～999」のもの）、構内運搬車、貨車、客車等 ただし、自動車税又は軽自動車税の課税客体であるものは除きます。
6	工具・器具及び備品	ルームエアコン、パソコン、プリンター、コピー機、LAN設備、医療用機器、歯科診療ユニット、理容・美容器具、看板、ネオンサイン、厨房機器及び用品、冷凍・冷蔵庫、机、椅子、ロッカー、応接セット、衝立、陳列ケース、レジスター、テレビ等の映像音響機器、放送機器、室内装飾品、自動販売機、金型、その他業務用の備品など

2 業種別の主な償却資産の具体例

業種名	課税対象となる主な償却資産
各業種共通	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、看板、基礎のない物置、簡易間仕切、事務所・店舗等の内装(借家の場合)、応接セット、従業員の利用する福利厚生施設、ロッカー、ルームエアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、太陽光発電設備(屋根材一体型を除く)など
一般事業(事務所)	パソコン、応接セット、キャビネット、コピー機、LAN設備など
小売業	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫など
飲食店業	接客用家具及び備品、厨房設備、自動販売機、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫など
理容・美容業	サインポール、理美容椅子、洗面設備、タオル蒸し器、テレビ、消毒殺菌機など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ミシン、ビニール包装設備、看板など
医院・歯科医院	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置、心電計、電気血圧計、CTスキャン、歯科診療用ユニットなど)、各種事務機器、薬品戸棚など
製造業	構内舗装、受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、溶接機、貯水設備、福利厚生設備など
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、大型特殊自動車(ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサーなど)、ポータブル発電機など
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、島設備、ゲーム機、両替機、玉貸機、カード発行機など
自動車修理業	旋盤、ボール盤、プレス機、溶接機、オイルクリーナー、グラインダー、ドリル、ホーニング、コンデンサーなど
ガソリンスタンド	構内舗装、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー、消火設備、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、ジャッキなど
金属加工業	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、せん断機、溶接機、グラインダー、取付工具、切削工具など
不動産貸付業	駐車場舗装、門扉、塀、立体駐車場の機械部分及びターンテーブル、側溝、発電機設備、中央監視装置、共同住宅の外構(駐車場、門、フェンス、植栽、自転車置場、消火器、集合郵便受け)など (※8ページ【参考】賃貸住宅の主な償却資産 参照)
駐車場業	舗装路面、屋外照明設備、門、塀、駐車場用機械設備、料金精算装置など
印刷業	各種製版機及び印刷機、活字鋳造機、裁断機など
農業	耕運機、田植機、稲刈機、噴霧器、脱穀機、播種機、ビニールハウス(簡易なもの)、サイロ、堆肥舎、乾燥機、果物棚、コンバイン・トラクター等の大型特殊自動車など
旅館・ホテル	客室設備(ベッド、家具、テレビ等)、厨房設備、ボイラー、洗濯設備、自動食器洗浄機、製氷機、家具調度品、放送設備など
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工フライス盤、カンナ盤、研磨盤など
売電事業	再生可能エネルギーによる発電設備(太陽光、水力、風力、地熱、バイオマス)

3 建物附属設備における家屋との区分

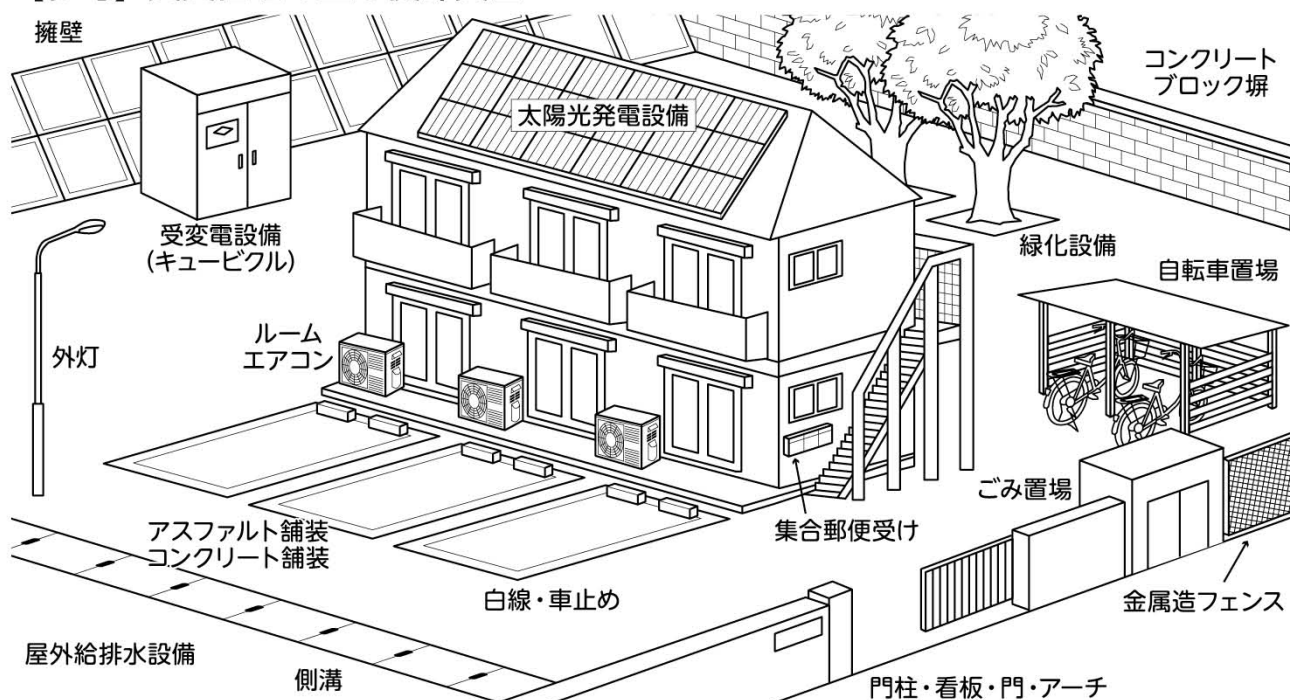
固定資産税における取扱いでは、家屋に施した建築設備のうち、家屋の所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ構造上家屋と一体となって効用を発揮し、家屋自体の効用を高めるものについては、家屋として評価します。それ以外(構造的に簡単に取り外しが可能なもの等)については償却資産として取り扱われます。

4 テナント事業者が取り付けした内装、造作、建築設備等の取扱い

賃貸ビルなどを借り受けているテナント事業者（賃借人）が、自ら事業を営むために取り付けした内装、外壁、内壁、天井、床等の仕上げ及び建具、配線・配管、電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等のことを「特定附帯設備」といいます。

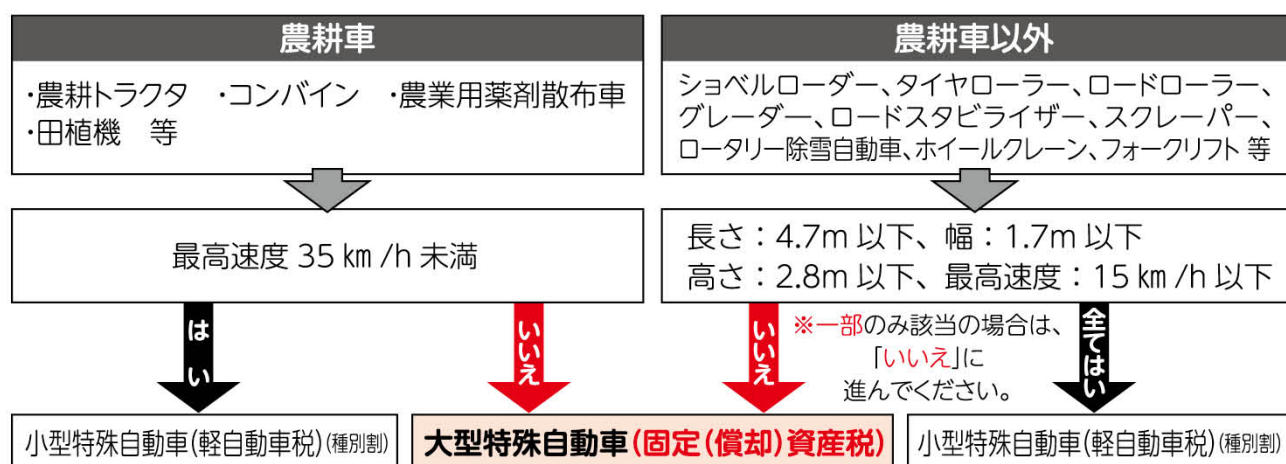
特定附帯設備は、地方税法第343条第10項及び松本市市税条例第51条第7項の規定により、テナント事業者が償却資産として申告することになります。

【参考】賃貸住宅の主な償却資産



5 特殊自動車について

特殊自動車は道路運送車両法施行規則第2条及び別表第1で小型・大型に分類されています。農耕作業用自動車も特殊自動車に分類されます。



上の図を確認し、お持ちの資産が大型特殊自動車に該当する場合、**固定(償却)資産税の対象**となりますので、申告をお願いします。

Ⅲ 税額等の算出方法について

1 評価額の算出方法

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
取得価額 $\times (1 - r/2)$ = 取得価額 $\times A$	前年度評価額 $\times (1 - r)$ = 前年度評価額 $\times B$

- r : 耐用年数に応ずる減価率
 $1 - r$: 減価残存率
 A : 半年分の減価残存率で本ページ「減価残存率表」のA欄の率です。
 B : 1年分の減価残存率で本ページ「減価残存率表」のB欄の率です。

※1月1日取得の資産については、その前年の12月を取得年月として申告してください。

※初年度の評価額は、取得年月にかかわらず、半年分の減価があったものとして算出します。

※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。これ以上は下がりません。

【参 考】減価率及び減価残存率表

「固定資産評価基準」*別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率【r】	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率【r】	減価残存率	
		前年中取得 $1 - r/2$ 【A】	前年前取得 $1 - r$ 【B】			前年中取得 $1 - r/2$ 【A】	前年前取得 $1 - r$ 【B】
2	0.684	0.658	0.316	18	0.120	0.940	0.880
3	0.536	0.732	0.464	19	0.114	0.943	0.886
4	0.438	0.781	0.562	20	0.109	0.945	0.891
5	0.369	0.815	0.631	21	0.104	0.948	0.896
6	0.319	0.840	0.681	22	0.099	0.950	0.901
7	0.280	0.860	0.720	23	0.095	0.952	0.905
8	0.250	0.875	0.750	24	0.092	0.954	0.908
9	0.226	0.887	0.774	25	0.088	0.956	0.912
10	0.206	0.897	0.794	30	0.074	0.963	0.926
11	0.189	0.905	0.811				
12	0.175	0.912	0.825	35	0.064	0.968	0.936
13	0.162	0.919	0.838	40	0.056	0.972	0.944
14	0.152	0.924	0.848	45	0.050	0.975	0.950
15	0.142	0.929	0.858	50	0.045	0.977	0.955
16	0.134	0.933	0.866	55	0.042	0.979	0.959
17	0.127	0.936	0.873	60	0.038	0.981	0.962

※「固定資産評価基準」とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

2 課税標準額の算出方法

償却資産の評価は、償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告された資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の「評価額」を算出します。

各資産の評価額を合算した額（決定価格）が課税標準額（1,000円未満切捨て）となります。

なお、地方税法による課税標準の特例（11ページ参照）の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額をもとに課税標準額を算出します。

3 税額の算出方法

課税標準額に基づき、税額を算出します。

合計課税標準額 (1,000円未満切捨て)	×	税率 (1.4%)	=	税額 (100円未満切捨て)
--------------------------	---	--------------	---	-------------------

4 免税点

課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。

※ただし、免税点未満になると判断される場合にも申告は必要です。

5 計算例（概算）

計算例は以下のとおりです。

資産の 名称等	取得年月	取得価額	耐用 年数	減価率 (r)	令和7年度評価額	合計
舗装路面 (コンクリート敷)	令和 6年5月	3,000,000円	15年	0.142	3,000,000円 × (1-0.142 × 1/2) = 2,787,000円 (取得価額) (令和7年度評価額)	3,280,125円 (令和7年度評価額)
ルームエアコン	令和 6年4月	500,000円	6年	0.319	500,000円 × (1-0.319 × 1/2) = 420,000円 (取得価額) (令和7年度評価額)	
看板	令和 3年2月	1,000,000円	3年	0.536	1,000,000円 × (1-0.536 × 1/2) = 732,000円 (取得価額) (令和4年度評価額) 732,000円 × (1-0.536) = 339,648円 (前年度評価額) (令和5年度評価額) 339,648円 × (1-0.536) = 157,597円 (前年度評価額) (令和6年度評価額) 157,597円 × (1-0.536) = 73,125円 (前年度評価額) (令和7年度評価額)	

評価額の合計 = 決定価格 = 課税標準額（課税標準の特例の適用を受ける資産がない場合）

1,000円未満を切捨て、税率（1.4%）を掛けます。 3,280,000円 × 1.4% = 45,920円

100円未満を切捨てます。45,920円 → 45,900円（税額）

6 納期

納付すべき税額を一括（5月）または年4回（5月・7月・12月・翌年2月）に分けて納めていただきます。

具体的な納期については、令和7年度固定資産税納税通知書にてお知らせします。

Ⅳ 電算処理方式により全資産申告をされる方へ

- 1 用紙は法定の第26号様式を使用してください。他の用紙を使用する場合は、松本市より送付された用紙に記載された数値によって申告をしてください。
- 2 松本市から送付された「所有者コード」を記載し、松本市の申告書と一緒に提出してください。
- 3 令和7年1月1日現在、松本市内に所有する全資産について評価計算をしたうえで、種類別明細書の提出をお願いします。
- 4 種類別明細書に資産の種類ごとに区分して、合計額を記載してください。
- 5 課税標準の特例の適用がある場合には、その特例の率及び課税標準額を記載してください。
- 6 評価額の最低限度額は、取得価額の5%（100分の5）に相当する額です。
- 7 改良費のうち資本的支出として資産計上した場合は、本体部と区分して記載してください。

Ⅴ 電子申告（エルタックスによる申告）について

【eLTAX（エルタックス）】（地方税ポータルシステム）により、所定の手続きにしたがって、インターネット上から電子申告していただく方法です。具体的な操作方法等については、下記の問い合わせ先までお尋ねください。

※電子申告を行う場合は、電子証明書等を取得された上でeLTAX（エルタックス）のホームページから利用の届出を行う必要があります。

《地方税共同機構》
【eLTAX（エルタックス）ホームページ】 <https://www.eltax.lta.go.jp>
【電話番号】0570-081459（つながらない場合は、03-5521-0019）
※受付時間 9:00～17:00（土日祝と年末年始を除く）

Ⅵ 非課税・課税標準の特例等

1 課税標準の特例等が適用される資産

地方税法第349条の3、同法附則第15条、第15条の2及び第15条の3の規定により、一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

詳しくは松本市ホームページをご覧ください。松本市役所資産税課庶務担当までお問い合わせください。

- （例）
- ・公共の危害防止施設等（汚水・廃液処理施設、下水道除害施設など）
 - ・再生可能エネルギー発電設備（太陽光・水力など）
 - ・「先端設備等導入計画」の認定を受けた新規の機械及び装置等

2 非課税となる償却資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に定める一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。非課税の適用を受ける場合は、松本市市税条例第52条から第53条の3の規定により非課税申告書等の提出が必要です。詳しくは、松本市役所資産税課庶務担当までお問い合わせください。

- （例）社会医療法人が実施する救急医療等確保事業に係る償却資産

3 減免が適用される償却資産

地方税法第367条の規定に基づき、松本市市税条例第65条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、所有されている方の申請があった場合に限り、固定資産税の全部または一部が免除されます。

詳しくは、松本市役所資産税課庶務担当までお問い合わせください。

(例) 災害により、償却資産に損害を受け、損害程度が一定以上のもの

VII 国税と地方税（固定資産税）の比較

税務署へ提出される「減価償却明細内訳書」と地方自治体へ申告いただく「償却資産（固定資産税）」では、次のとおり取扱いが異なります。

項目	固定資産税（償却資産）	国税（法人税・所得税）
償却計算の期間	暦年【賦課期日（1月1日）制度】	事業年度（決算期）
減価償却の方法	定率法のみ （9ページの減価率及び減価残存率表参照） ※減価率は法人税法等の「旧定率法」と同じ	定率法・定額法の選択制 【定率法選択の場合】 ・平成24年4月1日以降に取得された資産： 「定率法（200%定率法）」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産：「定率法（250%定率法）」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産： 「旧定率法」を適用
前年中の新規取得期間	半年償却（1 / 2）	月割償却
圧縮記帳の制度	×	○
特別償却・割増償却	×	○
増加償却	○	○
評価額の最低限度	取得価額の5%（100分の5）	備忘価額（1円）
中小企業者の少額資産の損金算入の特例	×	○
改良費	区分評価	原則区分評価
共有資産	持分を合算して、共有者名義で申告	持分それぞれを減価償却
耐用年数省令改正による耐用年数変更	改正後の年度から一律適用	事業年度（決算期）により適用時期が異なる

○…認められるもの、×…認められないもの

VIII 調査等について

1 実地調査（所得税または法人税に関する書類【確定申告書類】の閲覧）

地方税法第408条の規定に基づいて実地調査を行う場合があります。これは、資産状況を実際に確認し、固定資産税の評価・課税が適正になされているかどうか確認するためのものです。調査の際には固定資産税台帳、その他資料を準備していただく場合がありますのでご協力をお願いします。

また、地方税法第354条の2の規定により、税務署が保有する国税資料の閲覧を行っています。閲覧の結果、申告内容について参考資料の提出が必要となる場合がありますので、ご協力をお願いします。

2 過年度に遡及しての課税

申告内容の修正や資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで（地方税法第17条の5第5項の規定により5年度分、同法第17条の5第7項の規定により、偽りその他不正行為により税額を免れた場合は7年度分）遡及して課税することになります。

なお、過年度分について追加課税となった場合は、通常の納期と異なり**納期は1回**となります。あらかじめご承知おきください。

3 申告されなかった場合、または虚偽の申請をした場合

正当な理由がなく申告されなかった場合には、地方税法第386条及び松本市市税条例第69条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第368条及び同条例第66条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をされますと地方税法第385条の規定により1年以下の懲役または50万円以下の罰金を科されることがありますのでご注意ください。

Ⅸ 償却資産申告書・種類別明細書の記入例

下記の事項にご留意のうえ、次のページ以降の記載例を参考にして記入してください。

共通事項

- (1) 用紙はノーカーボン紙となっていますので、償却資産申告書と種類別明細書を重ねて記入しないでください。
- (2) 記載は、ボールペンにより、見やすい字で、丁寧に記入してください。

申告書関係

- (1) 「3 個人番号又は法人番号」欄は、市町村又は国から通知されている番号をお間違えないよう記入してください。（個人番号…12桁、法人番号…13桁）
- (2) 「18 備考（添付書類等）」欄の1から5の選択項目は必ず記入してください。（いずれかの数字に○印）

種類別明細書関係

- (1) 「種類別明細書（増加資産・全資産用）」は、増加資産申告の場合は前年中に増加した資産を、全資産申告の場合は全部の資産を記入してください。
- (2) 「種類別明細（減少資産用）」は、減少資産申告の際の前年中に減少した資産を記入してください。

償却資産申告書の記入例

年 月 日 松 本 市 長 殿		償却資産申告書（償却資産課税台帳）		提出用	
		※所有者コード		※区分	
		整理番号			

ア	(ふりがな)	長野県松本市丸の内3番7号 ながのけんまつもとしまるのうち	③	個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	8	短縮耐用年数の承認	有・無
	[又は納税通知書送付先]	電話 (0263 - 〇〇 - xxxx)	④	事業種目 (資本金等の金額)	プレス加工業 (20 百万円)	9	増加償却の届出	有・無
イ	(ふりがな)	松本プレス工業(株) まつもとこうさうぎょう	⑤	事業開始年月	昭和40年 1月	10	非課税該当資産	有・無
	[法人にあってはその名称及び代表者の氏名]	代表取締役 鈴木 一郎 すずき いちろう (屋号)	⑥	この申告に応答する者の氏名及び住所	経理課 山田 太郎 (電話 〇〇・XXXX)	11	課税標準の特例	有・無
			⑦	税理士等の氏名	松本 太郎 (電話 〇〇・△△△△)	12	特別償却又は圧縮記帳	有・無
						13	税務会計上の償却方法	定率法・定額法
						14	青色申告	有・無

資産の種類	取得価額				計 (イ) + ロ + ハ
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	減価償却累計額 (ニ)	
1 構築物	1,000,000		500,000	500,000	1,500,000
2 機械及び装置	2,000,000	950,000	620,000	725,000	7,250,000
3 船舶					
4 航空機					
5 車両及び運搬具	500,000				500,000
6 工具、器具及び備品	1,000,000	100,000	60,000		600,000
7 合計	4,500,000	195,000	730,000		985,000

資産の種類	評価額				決定価格	課税標準額
	十萬	百萬	千	円		
1 構築物						
2 機械及び装置						
3 船舶						
4 航空機						
5 車両及び運搬具						
6 工具、器具及び備品						
7 合計						

15 松本市内における事業所等資産の所在地	① 丸の内3-7 ② ③
16 借用資産 (有・無)	貸主の名称等 松本リース(株)
17 事業所用家屋の所有区分	自己所有・借家

18 備考 (添付書類等) 資産の増減等 (該当する番号に○印をつけてください) 1 増加減少資産あり (別紙種類別明細書を作成してください) 2 昨年の申告資産に増減なし 3 該当資産なし 4 休業・廃業・合併・法人成り等 (年 月 日) 売却先等 () 5 その他	確認担当 入力担当 受付
--	--------------

- 14 –

種類別明細書 (増加資産・全資産用) の記入例

各項目の内容を記入してください。

種類別明細書 (増加資産・全資産用)										提出用	※ 整理番号
コード		所有者コード	取得年月		取得価額	耐用年数	減価残存率	課税標準の特例	課税標準額	増加事由	摘要
区分	資産の種類	資産コード (資産番号)	資産の名称等	数量	年 月	十 百 千 万 円	年 数	率	率	十 百 千 万 円	1 枚のうち 1 枚目
ア	1	1	路面舗装	1	4 1 9 3	50,000.00	10	0.0			申告もれ
イ	2	1	自動溶接機 NRB-291	1	3 6 3 6	17,000.00	13	0.0			30.5 長野市から移動
ロ	2	1	太陽光発電設備	1	4 3 0 7	45,000.00	17	0.0			1・2 3・4
ハ	6	1	パソコン	6	4 2 2 1 1	60,000.00	5	0.0			1・2 3・4 一部減少

ア 資産の種類をコード番号で下記から選び、記入してください。

種類コード	1	構築物
	2	機械及び装置
	3	船舶
	4	航空機
	5	車輛及び運搬具
	6	工具器具及び備品

イ 「種類別明細書」(資産の一覧が記載されたもの) が同封されている場合、それに印字されている番号と重複しない番号を記載してください。番号は8桁以内の数字に限ります。資産の種類が別でも同じ番号は使用できません。松本市へ初めて申告する方、電算処理によって申告する方へは「種類別明細書」(資産の一覧が記載されたもの) は送付していません。

ロ 資産の名称を分かりやすく記入してください。漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字が使用できます。

ハ その資産の数を記入してください(右寄せ)。

ニ 資産を実際に取得した年月を記入し、年号欄に下記のコード番号を記入してください。

年号コード	3	昭和
	4	平成
	5	令和

カ その資産を取得するために、その取得時において通常支出すべき金額(当該資産の取引運賃荷役料、運送保険料、購入手数料、据付費、その他当該償却資産をその用途に供するために直接要した費用の額を含む)を記入してください(右寄せ)。

キ 法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令を参照)を資産ごとに記入してください(右寄せ)。

ク 記入不要です。

ケ 所有者名を記入してください。

コ 非課税資産、課税標準の特例資産に該当する場合は、その適用条項を記入してください。貸付資産については、その貸付先を記入してください。令和6年1月1日以前の取得の申告もれについては「申告もれ」と記入してください。市外から移動してきた資産については、「○年○月、×市から移動」というように記入してください。

サ 増加事由の欄は、以下の番号の該当するものを○で囲んでください。

事由コード	1	新品取得
	2	中古品取得
	3	移動による受入れ
	4	その他

シ 1枚のうち1枚目というようにページ数を付けてください。

種類別明細書(減少資産用)の記入例 (前年度までに申告されていた方のみ)

各項目の内容を記入してください。

種類別明細書(減少資産用)												提出用	※整理番号		
コード		所有者コード												所有者名	1枚のうち
ア		イ												松本プレス工業(株)	1枚目
区分	資産の種類	抹消コード (資産番号)	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	申告年数	減少の事由及び区分		摘要		
					年	月	日				1売却 2滅失 3移動 4その他	1全部 2一部			
2	5		電気溶接機	1	3	5	5	30,000.00	1	3	①・2・3・4	①・2	30.8.1(有)長野プレスへ		
2	8		ターレット旋盤	1	3	5	12	650,000.00	1	3	1・②・3・4	①・2			
6	10		パソコン	1	0	4	2	11	1,000,000.00	5	1・②・3・4	1・②	当初取得価格100万円(数量10)のうち40万(数量4)分減少		

ア 資産の種類をコード番号で下記から選び、記入してください。

種類コード	1	構築物
	2	機械及び装置
	3	船舶
	4	航空機
	5	車輛及び運搬具
	6	工具器具及び備品

イ 同封されている種類別明細書(資産の一覧が記載されたもの)より、資産コードを転記してください。

ウ 資産の名称を分かりやすく記入してください。漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字が使用できます。

エ その資産の数を記入してください(右寄せ)。なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産を全て減少させた後、改めて残存する部分に対応する資産を増加資産として記入してください。

オ 資産を実際に取得した年月を記入し、年号欄に下記のコード番号を記入してください。

年号コード	3	昭和
	4	平成
	5	令和

カ その資産を取得するために、その取得時において通常支出すべき金額(当該資産の取引運賃荷役料、運送保険料、購入手数料、据付費、その他当該償却資産をその用途に供するために直接要した費用の額を含む)を記入してください(右寄せ)。

キ 法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令を参照)を資産ごとに記入してください(右寄せ)。

ク 記入不要です。

ケ 所有者名を記入してください。

コ 該当する番号を○で囲んでください。

カ 当該資産が減少した事由について、「3.移動」については移動先を、「4.その他」については、その減少の事由等を記入してください。

シ 1枚のうち1枚目というようにページ数を付けてください。

※注意(国税との違い)

減少資産とは、償却資産を売却廃棄などによってその形状が無くなったものをいいます。よって、耐用年数を過ぎて簿外に振り替えられた資産であっても現に事業の用に供している場合や、いつでも使用できる状態の資産は減少資産とはなりません。